

様式第2号(第6条関係)

誓約書

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

団体の名称

代表者氏名

所在地

私は、京田辺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱に基づく京田辺市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金の交付を受けるため、下記の条件を全て満たしていることを誓約するとともに、いずれかの条件を欠くこととなったときは、補助金の交付決定を取り消されても異議の申立てをいたしません。

また、下記の同意事項について同意するとともに、市から猫に関する相談等があったときは、協力します。

記

[条件]

- 1 公益性を有し、営利を目的とする団体に該当しない。
- 2 適切な飼養を行わないことを理由に、保健所の指導を受けていない。
- 3 前年度までの市税を滞納していない。
- 4 京田辺市暴力団排除条例(平成25年京田辺市条例第20号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しない。
- 5 飼い猫を捕獲し、当該猫に不妊去勢手術を行うことがないよう、捕獲した猫が飼い主のいない猫であることを十分調査している。
- 6 譲渡可能な対象猫については、終生屋内飼養をする者への譲渡に努める。
- 7 対象猫に手術等を行った後、捕獲場所に戻すときは、市民の生活環境に支障を来さないよう、次のアからキまでに掲げる事項を遵守し、終生飼養に努める。
 - ア 給餌、給水等は、給餌場所で行う。

(裏面)

イ 給餌、給水等を行う時間帯は、早朝及び深夜を避け、かつ、決まった時間帯とする。

ウ 給餌場所及びその周辺に置き餌をしない。

エ 餌は、地面等に直接まかず、容器等に入れる。

オ 給餌、給水等を開始しようとするときは、市民に対象猫に関する活動の周知に努める。

カ 給餌、給水等を行う対象猫は、当該猫を特定することができ、かつ、適正な管理ができる範囲内の頭数とし、当該猫以外の猫に給餌、給水等を行わない。

キ ふん尿、毛その他の汚物が生じたときは、速やかに処理するとともに腐敗及び飛散を防止する等により、常に清潔に保つ。

8 対象猫に関する活動に起因する問題が生じたときは、一切の責任を負い、誠意を持って解決する。

[同意事項]

1 市が市民等から交付決定者に関する情報提供の依頼を受けたとき、市が当該市民等に対して、活動目的等確認書に記載された交付決定者に関する情報を提供すること。

2 市が補助金の交付等に関する情報を京都府に提供すること。